



佐賀県公報

平成20年
7月22日
(火曜日)
第13069号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

告示

青少年に有害な図書等の指定

(三〇九・子ども課)

救急病院の認定

(三二〇・医務課)

道路の供用開始

(三二一・道路課)

佐賀県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正

(三二二・市町村課)

正誤

平成二十年七月十一日付け佐賀県公報第一三〇六六号中訂正

(総務法制課)

○ 告示

◎佐賀県告示第三百九号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成二十年七月二十二日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	20-73	オレンジ通信 8月号	(株)東京三世社	02189-8	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	20-74	KISSUI「キッスイ」Vol.057 8月号	(株)ジーオーティー	12955-08	
"	20-75	VITAMAN 月刊 ビタミン 8月号	(株)竹書房	07653-8	
"	20-76	Comic Amour No.224 8月号	(株)サン出版	03801-08	
"	20-77	ドキッ!スペシャル 8月号	(株)竹書房	16611-8	
"	20-78	メンズヤング 8月号	(株)双葉社	08597-8	
"	20-79	COMIC ペンギンクラブ VOL.264 8月号	辰巳出版(株)	17999-8	
"	20-80	危険な愛体験 Special 8月号	パナジー出版(株)	02971-08	
"	20-81	漫画ボン 8月号	(株)大都社	18327-08	
"	20-82	まんがシャワー 8月号	(株)一水社	18399-8	

●佐賀県告示第三百十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成二十年七月二十二日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限	備考
医療法人清明会やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘二丁目一四三番地	平成二〇年八月一日から平成二三年七月三十一日まで	

●佐賀県告示第三百一十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年七月二十二日から平成二十年八月三十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 葦木富士線	佐賀市富士町大字市川字葛尾九七二番地先から佐賀市富士町大字市川字葛尾八六七番地先まで	平成二〇・七・二二

●佐賀県告示第三百一十二号

佐賀県地域総合整備資金貸付要綱(平成二年佐賀県告示第五百九十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十年七月二十二日

佐賀県知事 古川 康

第四条第五項中「地域経済活性化対策実施要綱(平成十五年四月二十一日付

け総行自第五十七号総務事務次官通知)に基づき選定された地域経済活性化対策推進地域又は」を削り、「特定地域経済活性化対策推進地域」の下に「又は地域再生計画認定地域(内閣府所管の地域再生支援利子補給金の支援措置(地域再生に係る日本政策投資銀行の低利融資を含む。)を活用するために地域再生法(平成十七年法律第二十四号)に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。)」を加える。

第十一条第五号中「、会社整理開始」を削る。

附則第二項中「平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改める。

様式第一号中

「
 過疎・みなし過疎地域 離島地域
 特定地域経済活性化対策推進地域
 地域再生計画認定地域
 」

を

「
 過疎・みなし過疎地域 離島地域
 特定地域経済活性化対策推進地域
 地域再生計画認定地域
 」

に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○正誤

平成二十年七月十一日付け佐賀県公報第一三〇六六号中訂正

頁	箇所	誤	正
3	下段右から六行目	平成二〇・七・二二	平成二〇・七・一一
4	上段右から二行目	平成二〇・七・二二	平成二〇・七・一一

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共) 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年七月二十二日印刷及び発行 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日 印刷社 (株)佐賀印刷社